

身近で頼れる存在、それが地域の「民生委員・児童委員」です ⑤ ～私たちの活動を知ってください～

健康福祉政策課 ☎・☎(582)1123 ☎(582)1138

みんなのため、私のために勉強



研修会の様子

市の民生委員・児童委員は、各学区の協議会や所属する部会などで定期的に研修を行い、地区のさまざまな相談ごとに対応できるように研鑽^{けんざん}しています。行政の役割や福祉の専門知識を得られるので、民生委員としてだけでなく、一人の市民としても勉強になります。



滋賀県民生委員・児童委員キャラクター「びわっ湖 ミンジー」



(河西ニュータウン担当)左から戸上 利恵さん、入野 恵子さん、大橋 節子さん

活動だより

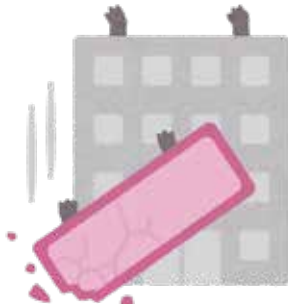
民生委員・児童委員にならせていただいて、何度も研修を受けたなか「心に寄り添う・誰も一人にさせない」という、特に印象に残っている言葉があります。

安心した生活をしていただくためのパイプ役としてこれからももっと研鑽し、識見の向上を図り、協力しながら活動していきたいと思っています。

9月1日(水)～10日(金)は 屋外広告物適正化旬間です

県内で一斉に屋外広告物クリーンキャンペーンを実施します。パトロールを行い、安全点検や違法に設置された立て看板などの違法広告物の是正指導などを行います。

本市では広告物の大きさや高さなどの基準を設けており、掲出するには許可が必要な場合があります。その許可を得ていない場合は違反広告物となります。屋外広告物を掲出する場合の申請など、詳しくは下記までお問い合わせください。



都市計画・交通政策課

☎・☎(582)1132 ☎(582)6947

9月は「同和問題啓発強調月間」です

同和問題とは、基本的人権が侵害される重大な社会問題です。現在でも誤った認識や偏見による差別によって苦しんでいる人がいます。

部落差別解消に向けた法律が施行されています

平成28年12月に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。しかし、結婚や就職における差別、差別発言、差別落書きなど、部落差別は今も存在しています。

同和問題を正しく学び、行動へとつなげましょう

同和問題を知らない人に伝えると、かえって差別を意識させてしまうと考えの人がいます。しかし、問題の解決には私たち全員が問題を正しく理解・認識し、自分自身の問題として行動をおこしていくことが大切です。

インターネットなどを悪用した人権侵害を防止しましょう

ブログや掲示板への差別的な書き込みや悪質な誹謗中傷など、ネット上での人権侵害の事案が発生しています。このような書き込みなどを見つけたときは、公益財団法人滋賀県人権センター〔☎(522)8243〕または下記へ連絡してください。

人権政策課

☎・☎(582)1116 ☎(582)0539